

中国国際経済貿易仲裁委員会「仲裁規則」・試訳(1)

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院

温, 桂雨
九州大学大学院法学府

<https://doi.org/10.15017/3907>

出版情報：法政研究. 71 (2), pp.324-313, 2004-10-12. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

中国国際経済貿易仲裁委員会「仲裁規則」・試訳(1)

川 嶋 四 郎・温 桂 雨 共訳

* 中華人民共和国において、中国国際経済貿易仲裁委員会 (CIETAC: China International Economic and Trade Arbitration Commission) の仲裁は、すでに相当の実績をあげている。

中国における民事紛争処理の一般的な傾向として、一方で、民事訴訟の機能的問題点が指摘され、様々な改革の試みがなされているが、他方で、中国国際経済貿易仲裁委員会における仲裁は、比較的よく用いられており、その公正かつ迅速な民事紛争の処理については、一定の評価が確立しているとのことである。

ところで、中国国際経済貿易仲裁委員会が、従来の実績をもとに、近時、金融紛争に特化した「金融紛争仲裁規則」を制定し、金融紛争仲裁を開始したことは、すでに紹介した。そして、『金融紛争仲裁規則』の全訳を試みた(川嶋四郎=温桂雨訳「中国国際経済貿易仲裁委員会「金融紛争仲裁規則」(試訳)」法政研究70巻3号772頁〔2003年〕)が、本稿では、同委員会が、2000年10月1日から改訂実施しており定評ある仲裁の一般法としての意義をも有する「仲裁規則」の邦語訳を試みた。上記「金融紛争仲裁規則」も、この仲裁規則が基礎になっている。

なお、以下の翻訳にさいしては、前回の試訳同様、川嶋が、同規則の英文を、温が中文を、それぞれ翻訳し、両者を付き合わせて和訳を試みた。原文にはないものの、便宜上、窓見出しや項・号等を付すことにした。ただし、それは、日本の条項のルールと必ずしも一致するものではないことを、予めお断りしたい。

本翻訳も、これまでのものと同様に、2003年夏に、「APEC諸国における債権回収訴訟・仲裁の実状に関する研究会(座長・北川俊光、関西大学法学部教

授)」の一員として、北京等を訪問したさいに入手した資料（中国国際経済貿易仲裁委員会「仲裁規則」〔2000年10月1日施行〕（China International Economic and Trade Arbitration Commission, Arbitration Rules〔Effective as from October 1, 2000〕）に基づく。

この研究会の報告書としては、Strengthening Economic Legal Infrastructure Coordinating Group ed., 2003 Study on Debt Collection Litigation/Arbitration in APEC Economies, Japan, 2003（和文として、APEC諸国における債権回収訴訟・仲裁の実状に関する研究会『法制度整備支援調査：APEC諸国における債権回収訴訟・仲裁の実状に関する調査報告書（平成15年度経済産業省委託調査）』（2003年））を参照。

中国国際経済貿易仲裁委員会

仲裁規則
(Arbitration Rules)

2000年9月5日改訂

2000年10月1日施行

<目次>

第1章 総則

第1節 管轄

第2節 組織

第2章 仲裁手続

第1節 仲裁の申立ておよび答弁および反対請求

第2節 仲裁廷の構成（以上、本号）

第3節 審理

第4節 仲裁判断

第3章 略式手続

第4章 内国仲裁に関する特別規定

第5章 附則

附録1 仲裁条項

附録2 仲裁費用表

第1章 総則

第1節 管轄

(趣旨)

第1条 本規則は、中華人民共和国仲裁法およびその他の関係法規の規定ならびに旧中央人民政府政務院の「判断」、國務院の「通知」および「公式見解」に従って、制定されたものである。

(仲裁事項)

第2条 1 中国国際経済貿易仲裁委員会（旧中国国際貿易促進委員会對外貿易仲裁委員会。後に中国国際貿易促進委員会對外經濟貿易仲裁委員会と改称し、現在は中国国際經濟貿易仲裁委員会と称する：以下「仲裁委員会」という）は、仲裁の手段によって、契約的な性格をもつ經濟および貿易から生じる紛争、または、契約的な性質をもたないその種の紛争を、独立かつ公正に解決するものとする。

2 ここにいう紛争には、下記に掲げるものが含まれる。

- 一 国際的な紛争または国際関係的な紛争、
- 二 香港特別行政区、マカオ特別行政区または台湾地域に関係する紛争、
- 三 外資企業間の紛争、および、外資企業と中国法人、自然人および／または經濟組織との間の紛争、
- 四 中国法人、自然人および／あるいはその他の經濟組織が、外国、国際組織または香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾地域からの資本、技術またはサービスを利用して行う、プロジェクト・ファイナンス、入札、プロジェクト建設またはその他の活動を行うことから生じる紛争、
- 五 中華人民共和国の法律または行政法規における特段の規定に従い、または、それらに由来する特別授權に基づいて、仲裁委員会が認める紛争、および、

六 当事者が仲裁委員会の仲裁に合意したその他の内国紛争。

3 仲裁委員会は、以下に掲げる紛争を受理しない。

- 一 婚姻、養子縁組、後見、扶養および相続に関する紛争、
- 二 法が行政機関による処理を要求する行政紛争、および、
- 三 労働紛争、および、農業集団経済組織内部における農業請負契約に関する紛争。

(事件の受理)

第3条 1 仲裁委員会は、当事者の一方からの書面による申立てに基づき、当事者が紛争の発生前後に締結した、紛争を仲裁委員会の仲裁に付す旨の仲裁合意に従い、事件を受理するものとする。

2 仲裁合意とは、当事者間で契約に定めた仲裁条項、または、仲裁による紛争解決を規定したその他の書面による合意を指すものとする。

(仲裁合意をめぐる争い)

第4条 仲裁委員会は、仲裁合意の存否および有効性、および、仲裁事件の管轄権について、判断を行う権限を有する。関係当事者が、仲裁合意の有効性を争い、当事者の一方が、仲裁委員会にその判断を求め、他方が、人民法院に判断を下すように求めた場合には、人民法院が、その判断を行うものとする。

(仲裁契約の独立性)

第5条 契約に含まれた仲裁条項は、契約におけるその他の条項と分離、独立して存在する条項とみなすものとし、契約に附属した仲裁合意も、契約のその他の条項と分離、独立して存在する契約の一部として、取り扱わなければならない。契約の変更、取消し、終了、失効、無効および不存在は、仲裁条項または仲裁合意の有効性に影響を及ぼすことはない。

(仲裁合意や管轄についての抗弁)

第6条 1 仲裁合意および／または仲裁事件の管轄についての抗弁は、仲裁廷の

第1回開廷日までに、それを提出しなければならない。書面のみに基づいて審理する事件の場合において、管轄についての抗弁は、最初の実体的抗弁の提出前に、提出しなければならない。

2 仲裁合意および／または仲裁事件の管轄についての抗弁は、仲裁手続に従った事件の審問に、影響を及ぼすことはない。

(仲裁手続の基礎)

第7条 当事者が、紛争を仲裁委員会の仲裁に付すことに同意した場合には、本仲裁規則に基づいて事件の仲裁を行うことに同意したものとみなす。ただし、当事者が別段の約定を行い、かつ、仲裁委員会がそれに同意した場合は、その約定に基づくものとする。

第2節 組織

(仲裁委員会の構成1)

第8条 仲裁委員会は、名誉委員長1名および顧問若干名を置く。

(仲裁委員会の構成2)

第9条 1 仲裁委員会は、委員長1名、副委員長若干名および委員により構成される。委員長は、本仲裁規則により付与された職務と義務を遂行し、副委員長は、委員長からの授権を受けて、その職務と義務を遂行することが許される。

2 仲裁委員会は、書記局を設け、仲裁委員会書記長の指導のもとで、仲裁委員会の日常事務を処理するものとする。

(仲裁人)

第10条 仲裁委員会は、仲裁人名簿を設ける。仲裁人は、法、経済および貿易、科学技術等の領域における専門知識と実務経験を有する中国人および外国人の中から、仲裁委員会によって、選任されかつ任命される。

(仲裁委員会の設置場所)

- 第11条 1 仲裁委員会は、これを北京に設ける。仲裁委員会は、深圳経済特区に仲裁委員会深圳支部を設け、上海には仲裁委員会上海支部を設ける。仲裁委員会支部は、仲裁委員会の構成部分である。
- 2 仲裁委員会支部は、書記局を設け、仲裁委員会支部の書記長の指導のもとで、個々の仲裁委員会支部における日常業務を処理するものとする。
- 3 本仲裁規則は、仲裁委員会およびその支部に、統一的に適用される。仲裁手続が、支部で行われる場合には、仲裁委員会の委員長、書記局および書記長によって遂行されるべき本仲裁規則における職務と義務は、仲裁委員会委員長により権限を付与された副委員長、仲裁委員会支部の書記局および書記長によって、それぞれ遂行されるものとする。ただし、本規則第30条の規定による場合は、この限りではない。

(仲裁地についての当事者の合意)

- 第12条 1 当事者双方は、その紛争を、北京の仲裁委員会、深圳の深圳仲裁委員会支部または上海の上海仲裁委員会支部による仲裁に付す旨の合意をすることができる。
- 2 この約定がない場合には、申立人は、北京における仲裁委員会により仲裁を行うか、深圳の深圳仲裁委員会支部により行うか、または、上海の上海仲裁委員会支部により行うかについて、選択権を有する。
- 3 いつどこで仲裁を行うかについては、最初に行われた選択が、終局的なものとなる。この点に関して争いが生じた場合には、仲裁委員会が、その判断を行う。

第2章 仲裁手続

第1節 仲裁の申立て、答弁および反対請求

(仲裁手続の開始)

第13条 仲裁手続は、仲裁委員会またはその支部が、「仲裁の通知」を発した日から開始する。

(仲裁申立て)

第14条 仲裁の申立てを行う申立人は、下記に掲げることがらを実施しなければならない。

- (1) 書面による仲裁申立てを行わなければならない。その仲裁申立書には、特に、次の事項を明記しなければならない。
 - (a) 申立人および相手方の名前と住所（郵便番号、電話、テレックス、ファクシミリおよび電報の番号、または、その他通信方法があれば、それも明記すること）、
 - (b) 申立人が根拠とする仲裁合意、
 - (c) 事実関係と紛争の要点、および、
 - (d) 申立人の請求および請求を基礎付ける事実と証拠。

仲裁申立書には、申立人および／または申立人の代理人が、必ず署名および／または押印しなければならない。

- (2) 仲裁申立書を提出するさいに、申立人の請求を基礎付ける事実を証する重要な文書証拠を、添付しなければならない。
- (3) 仲裁委員会が定めた仲裁費用表（後掲）に従い、仲裁費用を予納しなければならない。

(仲裁申立書等の審査、送達等)

第15条 1 仲裁申立書およびその添付書類等を受け取った後に、仲裁委員会の書記局が、審査を行い、申立人が仲裁に必要な方式を満たしていないと判

断した場合には、書記局は、申立人に、その補完を求めることができる。仲裁申立ての方式が満たされていると判断した場合には、書記局は、相手方に対して、ただちに、申立人の仲裁申立書とその添付書類等の写し、仲裁委員会の仲裁規則、仲裁人名簿、および、仲裁費用表とともに、仲裁通知を送達しなければならない。それと同時に、申立人に対しても、仲裁通知、仲裁規則、仲裁人名簿と仲裁費用表が、送達されねばならない。

- 2 仲裁委員会の書記局は、申立人と相手方に仲裁通知を送達した後に、その構成員の1名を指名して、仲裁案件の手續管理業務を、担当させなければならない。

(仲裁人の選任)

第16条 申立人と相手方は、仲裁通知を受け取った日から20日以内に、各自が、仲裁委員会の仲裁人名簿の中から仲裁人1名を選任するか、または、仲裁委員会の委員長にその選任を委任しなければならない。

(答弁書等の提出)

第17条 相手方は、仲裁通知を受け取った日から45日以内に、仲裁委員会の書記局に、答弁書および関連する重要な文書証拠を、提出しなければならない。

(反対請求)

第18条 1 相手方が、反対請求を行う場合には、仲裁通知を受け取った日から遅くとも60日以内に、仲裁委員会の書記局に対して、その書面を提出しなければならない。仲裁廷は、正当な理由があると認めた場合には、この期間を伸長することができる。

- 2 反対請求を行う場合には、相手方は、その反対請求書の中に、特定された請求、その請求を基礎付ける事実および理由を明記し、かつ、重要な文書証拠を、それに添付しなければならない。

- 3 反対請求を行う場合には、相手方は、仲裁委員会の仲裁費用表の規定

に基づいて、仲裁費用を予納しなければならない。

(請求の変更)

第19条 申立人は、その請求の変更を求めることができ、相手方も、その反訴請求の変更を求めることができる。ただし、仲裁廷は、その変更の申立てが時機に後れたために、仲裁手続の進行に悪影響を及ぼすと判断した場合には、その変更を拒否することができる。

(仲裁申立書等の提出部数)

第20条 当事者が、仲裁申立書、答弁書、反対請求書および文書証拠ならびにその他の文書を提出するさいには、それぞれ5部ずつ提出するものとする。当事者の数が2名以上の場合には、それに応じて部数を増やすものとする。仲裁廷の構成員が1名の場合には、その数を2部減らすことができる。

(答弁書等の不提出の影響)

第21条 相手方が書面による答弁を提出しない場合、および／または、申立人が相手方の反対請求に対して書面による答弁を提出しない場合であっても、仲裁手続の進行は、影響を及ぼされることはない。

(仲裁代理人)

第22条 1 当事者は、仲裁代理人に、関係仲裁事項の処理を委任することができる。委任を受けた代理人は、仲裁委員会に委任状を提出しなければならない。

2 中国人および外国人は、委任を受けて、仲裁代理人となることができる。

(保全措置)

第23条 1 当事者が財産の保全措置を申し立てた場合には、仲裁委員会は、その財産の保全措置が申し立てられた当事者の住所地、または、その当事者

の財産が存在すると主張された土地を管轄する人民法院に、その判断を求めて、その旨の申立書を提出しなければならない。

- 2 当事者が証拠保全を申し立てた場合には、仲裁委員会は、当事者の申立てを、証拠の所在地を管轄する人民法院に、その判断を求めて、その旨の申立書を提出しなければならない。

第2節 仲裁廷の構成

(仲裁人の選任等)

- 第24条
- 1 当事者各自は、それぞれ仲裁委員会の仲裁人名簿の中から、仲裁人1名を選任するか、または、仲裁委員会の委員長にその選定を委任しなければならない。第三の仲裁人は、当事者双方が共同で選任するか、またそれができない場合には、共同で仲裁委員会の委員長にその選定を委任しなければならない。
 - 2 当事者双方は、相手方が仲裁通知を受け取った日から20日以内に、第三の仲裁人を共同で選任するか、または、共同で仲裁委員会の委員長に選定を委任することができない場合には、仲裁委員会の委員長が、選定するものとする。この第三の仲裁人が、主任仲裁人となる。
 - 3 主任仲裁人は、選任または選定された2名の仲裁人と共同で仲裁廷を構成し、共同で事件を審理する。

(単独の仲裁人)

- 第25条
- 1 申立人と相手方は、共同して、仲裁廷を構成しかつ単独で事件を審理する単独の仲裁人を選任することができ、またそれができない場合には、仲裁委員会の委員長に、その選定を委任することができる。
 - 2 単独の仲裁人により事件を審理する旨の約定が存在するものの、相手方が仲裁通知を受け取った日から20日以内に、当事者間で単独の仲裁人の選任について合意することができない場合には、仲裁委員会の委員長が、その選定を行うものとする。

(仲裁委員会委員長による仲裁人の選定)

第26条 申立人または相手方は、本仲裁規則第16条の規定に基づいて、仲裁人を選任することができず、また仲裁委員会の委員長に選定を委任することができない場合には、仲裁委員会の委員長が、仲裁人を選定するものとする。

(当事者が複数の場合における仲裁人の選任)

第27条 1 仲裁事件につき、複数の申立人および／または相手方がいる場合には、申立人の側および／または相手方の側は、仲裁委員会の仲裁人名簿の中から、それぞれ協議を通じて、共同で仲裁人1名を選任するか、またそれができない場合には、共同で仲裁委員会の委員長に、その選定を委任しなければならない。

2 申立人の側および／または相手方の側が、仲裁通知を受け取った日から20日以内にそれぞれ共同で仲裁人1名を選任するか、または、それぞれ共同で仲裁委員会の委員長にその選定を委任することができない場合には、仲裁委員会の委員長が、仲裁人を選定するものとする。

(仲裁人の回避)

第28条 選任または選定された仲裁人が、事件について個人的な利害関係がある場合には、その状況を自ら仲裁委員会に明らかにし、かつ、事件の担当を回避しなければならない。

(忌避の申立て)

第29条 1 当事者は、選任または選定された仲裁人の公正性および独立性を疑うに足りる正当な理由を有する場合には、仲裁委員会に対して書面によって、当該仲裁人の忌避を申し立てることができる。その申立てにさいしては、忌避の申立てを基礎付ける事実と理由が、それを証する証拠とともに提出されなければならない。

2 仲裁人に対する忌避の申立ては、第1回審理の前に、書面により行わなければならない。忌避の理由が、第1回審理の後に発生し、または、

当事者が第1回審理の後に知った場合には、最終審理期日の前までに、忌避の申立てをすることができる。

(忌避の審理)

- 第30条 1 仲裁委員会の委員長は、仲裁人が忌避されるべきか否かについて、その判断を行うものとする。
- 2 仲裁委員会の委員長によってその判断が行われるまでは、忌避を申し立てられた仲裁人であっても、その義務を履行し続けなければならない。

(新たな仲裁人の選任等)

- 第31条 1 仲裁人が、回避、忌避、死亡、仲裁人名簿からの除名およびその他の理由により、その義務を履行することができない場合には、当該仲裁人が選任または選定された手続によって、改めて新たな仲裁人を、選任または選定しなければならない。
- 2 新たな仲裁人を選任または選定した後において、仲裁廷は、以前に行った手続の全部あるいは一部を繰り返し行う必要があるか否かの判断を行う裁量権を有する。

(続く)